

道路除排雪業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) GNSS 機器

業務委託に係る除雪機械の稼働記録に用いる衛星測位受信機をいう。業務委託に用いる GNSS 機器はロガー、スマートフォン又はトラックとする。

(5) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(6) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(7) 機械運転資格者基準

共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(8) 損料補正

委託契約において、新雪除雪に必要なとなる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(9) 待機費

第16条及び待機補償運用基準に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(10) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(11) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(12) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(13) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(14) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(15) 安全処理工

雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(16) 雪道巡回工

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(17) 冬期対策施設工

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(18) 除雪訓練工

除雪オペレータが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼働状況内容を入力するものとする。

3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼働実績を入力するものとする。

4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(出動基準)

第4条 受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出動し通行確保に努める。

(1) 車道除雪工の出動基準

作業種類	出動基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当する場合とする。 ① 降雪量5 cm程度で引続き降雪が予想される場合 ② 降雪量10 cm以上の場合 ③ 吹きだまりが生ずるおそれのある場合
路面整正	わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合

(2) 歩道除雪工の出動基準

出動基準	(ランク A) 降雪量が 5 cm 程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合又は降雪量が 10 cm 以上の場合
	(ランク B・C) 歩道上の積雪深が 20 cm を上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合

(3) 運搬排雪工の出動基準及び作業区間

ア 出動基準

項目		内容
出動基準	歩道設置区間	市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合

イ 運搬排雪作業区間

項目		内容
作業区間	歩道設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間 ② 歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される区間 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間

(4) 凍結防止工の散布基準

ア 散布基準

路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

イ 作業種類

(ア) 凍結抑制剤散布

a 路上水分の凍結防止を目的にする場合

路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、3～2℃程度になった頃に散布する。

(イ) 凍結融解散布

a 圧雪を舗装面に付着させないことを目的にする場合

圧雪の剥離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

b 雪を融解することを目的にする場合

プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。

c プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合

日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

(ウ) 鏡面化防止散布

グレーダ等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、交通に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

ウ 散布対象区間の設定

次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は交通障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

(ア) 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

a 橋梁

b 交差点及び横断歩道付近

c 局部的に日陰となる区間

d 曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間

e トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近

f 急勾配又は長勾配の区間

(イ) 交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

a 幅員が狭隘^{あい}となる区間

b 横風の強い区間

c バス停付近

d 沿道からの出入口の多い市街地

e 工事規制区間

エ 散布量（標準的散布量）

(ア) 凍結抑制の場合 15～20 g／㎡程度（固形剤）※ 0.1 リットル／㎡程度（溶液散布）

(イ) 凍結融解の場合 20～40 g／㎡程度（固形剤） 0.1 リットル／㎡程度（溶液散布）

※ 事故多発地点等、特に重点的に散布が必要な区間はこの限りではない。

(作業目標等)

第5条 道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその標準	除排雪目標
第1種	1000台／日以上	2車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時交通を確保する。異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線の幅員を確保する。
第2種	500～1000台／以上	原則として、2車線の幅員を確保する。状況によっては、1車線の幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すること。
第3種	500台／日以下	原則として、1車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

2 道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(1) 車道除雪工

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	重要路線（都市間連絡道路、高速道路IC、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、2車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。
B	一般除雪	地域内生活路線で2車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。

(2) 歩道除雪工

原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は1.0m以上を標準とする。

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。
B	一般除雪	Aランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出動基準により出動し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路

線の交通を確保するものとする。

4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00 は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00 は夜間作業の所定時間外とする。)

(除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 待機に関すること。
- (4) 除雪訓練に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。

(安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
 - (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
 - (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
 - (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
 - (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。
- 2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

(1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態に従事したことがあること。

ア 運転員

イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第17条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。

3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第13条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 除雪作業の稼働記録については、作業種類を問わず、原則としてGNSS機器を用いるものとする。

(1) GNSS機器の設計計上の取扱い

貸与機械の稼働記録に係るGNSS機器については設計計上の対象とする。

3 GNSS機器の利用が困難な場合は、発注者と協議の上、やむを得ないと認められたときは、対象外とすることができる。利用しない除雪機械の稼働実績報告に係る一切の費用は受注者の負担とする。

4 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。

(1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合

道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合

人力除雪業務完了報告書（様式第2号）

(3) 巡回の場合

道路巡回業務完了報告書（様式第3号）

5 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

6 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を

添付すること。なお、凍結抑制剤散布における施行前の状況写真は、出動の判断に用いた気温または施工時の気温が分かる写真(道路情報提供サービスの気温表示や車両の外気温度計等)とすること。

- 7 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。
- 8 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書(様式第4号)に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

- (1) 機械除雪の場合
道路除排雪業務実績調書(様式第5号)
- (2) 人力除雪(人力による凍結抑制剤散布を含む。)の場合
人力除雪業務実績調書(様式第6号)
- (3) 砂散布の場合
砂散布業務実績調書(様式第7号)
- (4) 凍結抑制剤散布の場合
凍結抑制剤散布実績調書(様式第8号)
- (5) 巡回の場合
道路巡回業務月報(様式第9号)

(除雪機械の損料補正)

第15条 当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 損料補正対象期間

損料補正の対象期間(以下、「対象期間」という。)は、12月1日から2月28日までの90日間(履行期間に2月29日を含む場合は、2月29日までの91日間)とする。

- (2) 損料補正

2月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数(稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。)と比べて20%以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする(別紙3「除雪機械の損料補正(計算例)」を参照すること)。

なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。

- (3) 対象機械

損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種の借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

- ウ ロータリ除雪車
- エ 小型ロータリ除雪車
- オ ハンドガイド
- カ トラクタショベル
- キ 除雪トラック

(4) 損料補正対象期間中の取扱い

対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用する事ができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

(待機費)

第16条 待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行ったときを対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

(2) 待機機械及び待機人員等

ア 待機する機械及び人員の決定

発注者と受注者の協議により決定するものとし、機械に配置される人員と世話役1名で待機補償費を算出するものとする。

イ 待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

(除雪訓練工)

第17条 除雪訓練工については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は次に掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

(2) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次のいずれかの条件に合致するものとし、訓練を実施する際は、対象者の指導を行う熟練オペレータが同乗もしくは、遠隔で指示が可能な環境で実施するものとする。なお、除雪訓練の対象者及び指導を行うものの氏名、年齢、経験年数及び概ねの訓練の実施日等について、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪オペレータの年齢が 40 歳以下の者
- イ 除雪オペレータとしての経験が 2 年以下の者
- ウ 新規購入してから 2 年以下の除雪機械を操作する者
- エ その他、監督職員が必要と判断した者

(3) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル
- オ 凍結抑制剤散布車

(4) 道路除雪訓練の実施

除雪訓練を実施する場合は道路除雪訓練実施届（様式第 10 号）により、監督職員に事前に報告を行うものとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施するものとする。また、訓練実施後は通常の除雪作業と同様に、除雪システムより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けるものとする。

(5) 除雪訓練の設計計上の取扱い

除雪訓練一人当たり除雪機械 1 台につき訓練時間は 6 時間を上限とし、超過分は設計計上の対象外とする。なお、除雪訓練で使用した機械が、第 15 条で定める除雪機械の損料補正の対象の場合においても、損料補正対象期間中に実施した訓練時間の日数は補正の対象外とする。

(その他)

第18条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。